

# 令和 2 年度労災診療費の改定について

## 1 概要

令和元年 12 月 17 日に健康保険の診療報酬改定率が決定。

この改定率も踏まえて、労災診療費を改定することとした。

### (1) 診療報酬改定に伴う改定

労災診療費の算定は、健康保険の診療報酬点数表に原則準拠させており、今回の健康保険の診療報酬改定に伴い、労災診療費の相当部分を連動して改定。 (1, 027 百万円)

### (2) 労災特掲の改定

健康保険の診療報酬改定に併せ、労災独自の項目(労災特掲)について、労災医療の特性を考慮の上、傷病労働者の早期職場復帰の促進等の観点から改定。 (187 百万円)

## 2 労災特掲の改定内容

### <新設項目分>

#### (1) 社会復帰支援指導料の新設 (110 百万円)

3 か月以上の療養を行っている傷病労働者に対して、早期の社会復帰の促進を図るため、治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活(就労を含む)上の注意事項等について、医師が所定の様式に基づいて指導を行った場合を評価し、130 点算定できることとするもの。

(2) コンピューター断層診断の特例の新設 (3百万円)

他の医療機関で撮影したフィルムについて、再診時に傷病労働者が持参し、医師が診断を行った場合は、225点算定できることとするもの。

<既存項目分>

(1) 救急医療管理加算(入院)の引上げ (145百万円)

初診時に救急医療を行った場合に加算できるものであるが、医療機関が傷病労働者を緊急に収容可能な体制をとっていること等をさらに評価して、金額を引き上げたもの(6,000円→6,300円)。

(2) 職場復帰支援・療養指導料の拡充 (5百万円)

医師等が、①傷病労働者に対して文書を交付して職場復帰のために必要な指導をした場合、②事業主と面談の上職場復帰のために必要な指導をした場合、③産業医に対して文書で情報提供した場合に算定できるものであるが、職場復帰支援策の充実のため、算定上限回数を①～③それぞれ3回から4回に引き上げたもの。

(3) 病衣貸与料の引上げ (5百万円)

患者が緊急収容され医療機関から病衣の貸与を受けた場合、または傷病の感染予防上の必要性から、医療機関が患者に病衣を貸与した場合に算定できるものであるが、医療機関における病衣貸与に係る料金設定の実態を踏まえ、点数を引き上げたもの(9点→10点)。

#### (4) 術中透視装置使用加算の対象部位の拡大

(1百万円)

所定の外科的手術を行う際に、X線透視装置を使用して行った場合には、1回の手術につき220点を手術料に加算できることとしており、その対象となる部位として、大腿骨、下腿骨、上腕骨、前腕骨、手指骨、足根骨が定められていたが、これに加え、手術料が算定されることの多い膝蓋骨も対象に加えたもの。

#### (5) 労災治療計画加算の廃止

(▲82百万円)

入院の際に医師等が治療計画を策定し、入院から7日以内に労災治療計画書又はこれに準ずる文書を交付して説明を行った場合に、入院基本料または特定入院料に、労災独自で100点加算できることとしていたが、会計検査院から、準ずる文書（健康保険の入院診療計画書）を作成している例が大多数であり、労災特有の記載がほとんど見られないという実態から、廃止も含めて抜本的な見直しをするよう意見表示されたものであり、検討の結果、廃止することとしたもの。

### **3 改定時期**

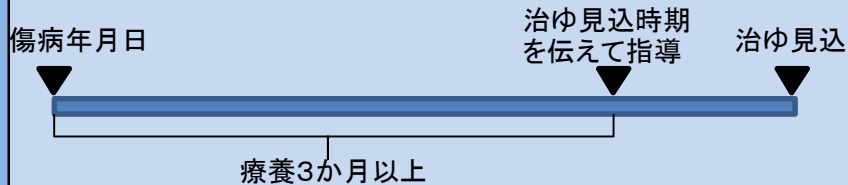
新設項目は令和2年6月診療分から改定し、既存項目については、令和2年4月診療分から改定済み。

# 令和2年度労災診療費算定基準(新設項目)

## 1 社会復帰支援指導料

### 【概要】

3か月以上の療養を行っている傷病労働者に対して、早期の社会復帰促進を図るため、治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活(就労を含む)上の注意事項等について、医師が右の様式に基づいて指導を行った場合に、1回に限り算定できる。



### 【算定要件】

- 医療機関において治療を行っている傷病労働者に対して、レセプトの「摘要」欄に以下の記載。
  - ①治ゆ見込みの時期(「治ゆ見込み ○年○月末」などと記載)
  - ②指導を行った日
- 診療録(カルテ)に所定の様式に指導項目について記載して添付。

【点数】 130点

【所要見込額】 110百万円(令和2年度)

### <様式>

#### 早期社会復帰のための指導項目

氏名	
発症(負傷) 年月日	年 月 日
治ゆ見込み 年月日	年 月 日

○職場(業務)や日常生活において注意する点(指導した項目に☑を入れること)

#### 【全般】

- 傷病の状態が安定するまでは、無理に動かさないこと
- 受傷部位を意識しすぎて他の部位に負担をかけないこと
- 受傷部位を徐々に動かして、可動範囲を広げるように努めること
- 重いものを持つときは注意すること
- 休憩時間のストレッチなど一定の姿勢をとり続けられないように心がけること
- 無理な姿勢をとらないようにすること
- 車の運転は避けたほうがよい
- 睡眠時間をしっかりとること
- その他注意すべきこと(具体的に記載する)

#### 【職場】

- 長時間の残業は避けること
- 長期の出張や海外出張は避けること
- その他注意すべきこと(具体的に記載する)

#### 【日常生活】

- 定期的に自分で脈拍のチェックをすること
- 適度な運動を実施するように心がけること
- 当面の間は、激しい運動は避けること(概ね\_\_月間)
- 食事の内容、摂取量について注意すること
- 患部の保温に努めること
- その他注意すべきこと(具体的に記載する)

#### 【その他】

- アフターケア制度の対象となる可能性があるため、治ゆ後、労働局に相談すること
- その他注意すべきこと(具体的に記載する)

現状どおりの生活で問題がないと指導した  
(該当する場合のみ☑)

指導日 年 月 日

医師名

# 令和2年度労災診療費算定基準(新設項目)

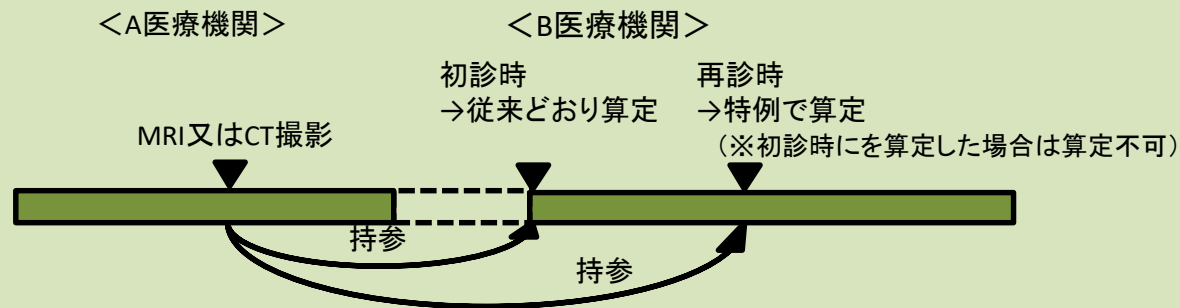
## 2 コンピュータ断層診断の特例

### 【概要】

コンピューター断層診断は、MRI又はCTを診断した場合に月1回に限り算定できる(450点)ものであるが、そのうち、他院で撮影したフィルムについては、初診料を算定できる日に限り算定ができる。

近年、高齢労働者の労働災害の発生が増加傾向にあり、これら高齢労働者は様々な基礎疾患を抱えている場合が多いことなどから、医師が治療にあたり注意すべきことを確認したり、労災診療の範囲を明確にするなどのために、再診時であっても、他院で撮影したフィルムを診断した場合に算定できるものとする。

なお、初診時にコンピューター断層診断を算定している場合は、算定できないものとする。



### 【算定要件】

再診時に、医師が他院で撮影したMRI又はCTのフィルムを診断し、カルテに診断内容を記載。

【点数】 225点

【所要見込額】 3百万円(令和2年度)

# 労災診療費の仕組み

## 1 原則として健康保険に準拠

- 労災保険における療養の給付(診察、処置、薬剤等)の範囲は、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものであるものとされている。

→ 健康保険の保険給付に準拠

## 2 労災保険独自の取扱い(労災特掲項目の設定等)

労災保険における療養の給付は、健康保険の保険給付に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、次のような観点から独自の措置を講じている。

### ○労災診療の特殊性等を考慮した点数の評価

診療担当医師には、労災診療上、次のような判断が求められる。

- ・労災保険では、患者が業務上の災害であるか確認が求められること
- ・労災保険で療養継続中の者については治療効果の確認が求められ、治療効果が認められない場合には症状固定(治ゆ)の判断が求められること

### ○労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した独自項目の設定、評価

- ・労働災害では、工場などでの四肢に係る重度の創傷が多い
- ・創面が広範囲に汚染され、それが深部にわたる 等

### ○被災労働者の早期職場復帰に資する独自項目の設定、評価

- ・被災労働者の労働能力の回復、早期職場復帰が目的

### 労災特掲項目の具体例

診療単価は1点12円 (※)  
(健保は1点10円)

四肢の傷病に係る手術等の加算 等

リハビリテーションに対する評価の充実、  
職場復帰支援・療養指導料 等

※初診料、再診料については、労災診療費として独自の金額を設定している。